

## 第4章 平成12年長崎県産業連関表作成の概要

### I 作成方針及び基本概念

#### 1. 作成基本方針

平成12年産業連関表作成における概念、定義、推計方法等については、国の「平成12年産業連関表」に準拠する。

##### (1) 目的

県内経済の構造、特質及び流通過程の実体を明らかにし、県経済の構造分析、行政施策の立案及び経済波及効果測定等のための基礎資料を提供する。

##### (2) 対象年次及び対象範囲

平成12年の1年間（暦年）に長崎県内で行われた財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

##### (3) 表の形式

地域内競争輸移入型とする。

##### (4) 逆行行列係数の型

$(I - A)^{-1}$ 型及び  $[I - (I - \hat{M})^{-1}A]$ 型とする。

##### (5) 價格評価

実際価格による生産者価格評価表とする。

##### ○輸出入品の価格評価

普通貿易の輸出品は、FOB価格から工場から本船までにかかった流通マージンを差し引いたもので評価する。

普通貿易の輸入品は、CIF価格で評価する。輸入品の供給価格はこれに関税と輸入品商品税（消費税も含む）を加えたものである。

##### (6) 消費税の取り扱い

各取引額に消費税を含む「グロス表示」とする。

① 輸出業者を経由する輸出にかかる消費税還付分は最終需要部門の「調整項」に計上する。

② 消費税納税額は粗付加価値部門の「間接税」に含める。

##### (7) 部門分類

原則として生産活動単位（アクティビティベース）とする。

作業部門である基本分類については、全国表に準ずる。

### ○作成部門

区分	列部門数	行部門数	○は報告書で公表
基本分類	405	517	
	188	188	
	104	104	○
	34	34	○
	14	14	○

#### (8) 特殊な扱いをする部門

##### ①商業部門と運輸部門

産業連関表では部門間の取引実態を記録するものであるが、通常、大部分の取引は商業及び運輸部門を経由して行われるので現実の取引活動そのままに忠実に示そうとするなら、かえって部門間の取引関係がわかりにくくなってしまう。

このため部門間で取引が直接行われたように記述し、取引の過程で付加された商業マージン及び運賃は、購入者側の部門が別途負担したものとして取り扱う。

##### ②コスト商業・コスト運賃

直接的な費用として処理される「コスト商業」、「コスト運賃」を各列部門の生産活動に要した費用として、それぞれ行部門の商業及び運輸の交点に計上する。

##### ③屑・副産物

平成12年表では、「再生資源回収・加工処理」部門を新設し、屑・副産物の発生は全てこの部門に産出し、当部門から回収加工経費を含めて各投入部門へ産出させることとした。

なお、平成7年表までは主としてマイナス投入方式（ストーン方式）を採用していた。

##### ④帰属計算部門

帰属計算を行う部門は、金融（帰属利子）部門、生命保険及び損害保険、政府資産に係る資本減耗引当、持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料である。

##### ⑤仮設部門

作表上の便宜等から以下のような「仮設部門」を設定している。

事務用品、鉄屑、非鉄金属屑及び古紙、自家輸送

## ⑥物品賃貸業

物品賃貸業を全て「所有者主義」により推計している。また「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」も「所有者主義」により推計している。

## ⑦政府及び対家計民間非営利団体の活動

「政府活動」等は、「生産活動主体分類」によって a 産業（のうち「公的企業」）、b 対家計民間非営利サービス生産者、c 政府サービス生産者の活動に大別されるが、b 及び c の活動については一般の産業と比べて、その活動の基本原理が異なるため、特殊な扱いが行われている。

(ア) 県内生産額は経費総額をもって計測され、営業余剰は計上されない。

(イ) 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業または家計から支払われた料金相当額をその負担部門（産業又は家計）に計上し、残りを政府個別の消費支出、政府集合的消費支出、対家計民間非営利団体消費支出に計上する。

## 2. 平成7年表からの主な変更点

### (1) 部門分類等（名称変更だけのものを除く）

- ① 部門において特掲していた「かんきつ」を「果実」に統合。
- ② 「介護（居宅）」及び「介護（施設）」の新設
- ③ 「再生資源回収・加工処理」の新設
- ④ 「国内電気通信（除移動電気通信）」と「国際電気通信」を統合し「固定電気通信」と「その他の電気通信」に分割
- ⑤ 「住宅賃貸料」のうち「住宅賃貸料（帰属家賃）」を特掲
- ⑥ 「養蚕」を「その他の畜産」へ統合
- ⑦ 「原料炭」と「一般炭・亜炭・無煙炭」を「石炭」に統合
- ⑧ 「魚油・魚かす」の魚油を「動物油脂」、魚かすを「飼料」へ統合
- ⑨ 「添加用アルコール」を「その他の酒類」へ統合
- ⑩ 「製糸」を「紡績糸」へ統合
- ⑪ 「アンモニア」を「化学肥料」へ統合
- ⑫ 「冷間仕上鋼材」（行部門）を「普通鋼冷間仕上鋼材」と「特殊鋼冷間仕上鋼材」に分割
- ⑬ 「電子卓上計算機」と「ワードプロセッサ」を「そ

の他の事務用機械」へ統合

- ⑭ 「民生用電気機器」から「民生用エアコンデショナ」を特掲
- ⑮ 「電気計算機本体」から「パソコンコンピュータ」を特掲
- ⑯ 「無線電機通信機器」から「携帯電話機」を特掲
- ⑰ 「半導体素子・集積回路」を「半導体素子」と「集積回路」に分割
- ⑱ 「鉄道旅客輸送（JR）」と「鉄道旅客輸送（除JR）」を「鉄道旅客輸送」に統合
- ⑲ 「保健衛生（非営利）」を「保健衛生（産業）」へ統合

### (2) 93 SNAへの対応

① 無形固定資産の固定資本形成への計上

家計で使用するものを除き、全額中間需要扱いしていたソフトウェア・プロダクトを固定資本形成に該当するものは固定資本形成へ産出した。

② 社会資本に係る資本減耗引当の計上

平成7年表までに行っていた政府建物等の帰属分に関する資本減耗引当に加え、道路・ダム等の社会資本についても資本減耗引当に計上し、一般政府消費支出に産出した。

③ 消費概念の2元化への対応

平成7年表から、従来家計消費支出に産出していった移転支出（政府あるいは医療保険負担分の医療費及び教科書用図書の現物給付）を政府個別の消費支出に産出してきたが、新設された介護部門等についても同様の扱いとした。

## 3. 産業連関表と県民経済計算の関係

産業連関表と県民経済計算は、双方とも一定期間における財・サービスの流れをとらえる点で共通点をもち、かつ、経済活動の主体を企業、家計、政府などに大別する点でも同じである。

しかし、県民経済計算は一県の経済全体を一つの単位であるかのように取り扱うマクロの概念であるのに對し、産業連関表は一県の経済を数多くの部門に分割し、県民経済計算では考慮していない中間生産物取引を産業別に詳細にとらえることに重点を置いている。さらに、消費、投資、輸移出入等も、その内容を商品別に分割して扱っている。

このように、両者間には基本的な性格の違いがあり、この結果、産業連関表では、分析目的である産業間の生産技術的な結合関係を明らかにする必要から、各部門間の取引は財及びサービスに限定され、振替的取引並びに金融的な取引はいっさい表から除外される。また、各産業の生産額は、純生産又は付加価値だけではなくグロスの生産額として表される。

つまり、県民経済計算は、再生産過程で外部に流出した所得の獲得面並びに支出面の勘定形式であるのに

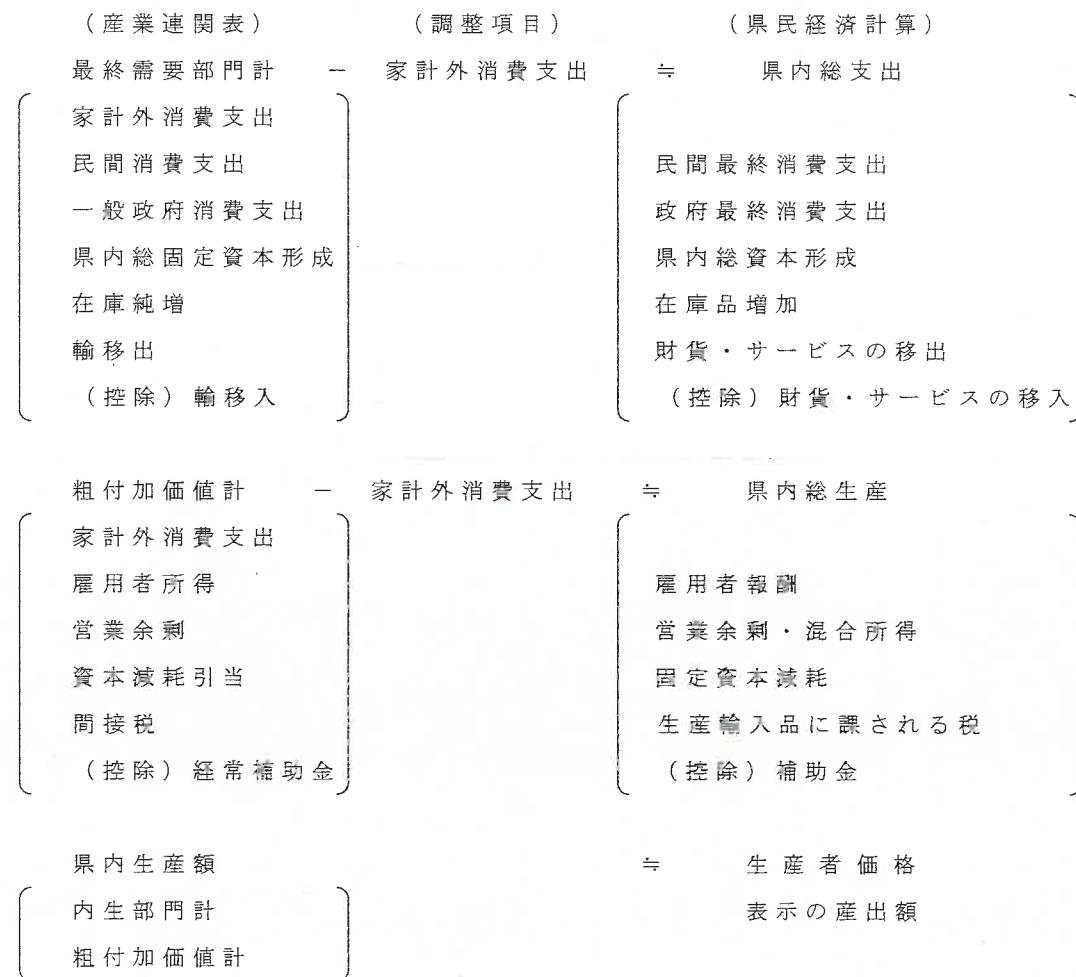
対し、産業連関表は、財・サービスの中間取引と、県民経済計算を同時に含んだ勘定形式とみることができよう。

ところで、もともと県民経済計算の計数と産業連関表の外生部門（付加価値及び最終需要）の計数とは、同じ県民経済の流れをとらえたものであり、本来一致すべきものであるが、それぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全に一致しない。

主な相違点は次のとおりである。

	産業連関表	県民経済計算
作成対象期間	暦年（1月1日～12月31日）	会計年度（4月1日～翌年3月31日）
部門分類	生産活動ベース	事業所ベース
作成対象地域	県内ベース	県民ベース（生産、支出は県内ベース）
家計外消費支出の扱い	粗付加価値部門の一部として計上	中間取引の一部として計上

産業連関表と県民経済計算の大まかな対応関係を表すと次のとおりである。



## II 部門別推計方法等

この項では、各部門毎に①で概念・定義及び範囲等を、②で推計方法と資料名を記述しているが、紙面の都合で概略及び主な推計方法を示すにとどめた。実際の推計は、基本分類別に行っており、細品目（10桁コード分類）で推計可能な部門については、それによって推計を行っている。

なお、概念・定義及び範囲は、「平成12年産業連関表総合解説編」（総務省）に準拠し、推計方法は平成7年作成時の推計方法、「地域産業連関表作成基本マニュアル」（総務省）「地域産業連関表作成基本要綱」（経済産業省）等を参考にした。

### 1. 県内生産額の推計

産業連関表の行と列を統制する極めて重要な数値であり、その内訳として投入額及び产出額の推計が行われる。これを特にコントロール・トータルズ（Control Totals）または略してCTともいう。

生産の範囲は、いわゆる県内生産（県内概念による生産額）であり、外国（県外）企業の県内における生産活動は県内として扱い、逆に本県企業の外国（県外）における生産活動は除かれる。また、我が県に存在する外国公館や外国軍隊等の活動は含まない。

一貫生産工程における自家生産・自家消費品は原則として生産額の対象としないが、投入・産出構造が異なる場合は、原則としてそれぞれの商品ごとに分離し、生産額を計上した。しかし、実際には出荷ベースの統計により推計される場合、自家生産・自家消費品は把握できないので、県内生産額には含まれることになる。このように、利用する統計資料によって扱いが異なる。

#### （1）農業

①この部門は、耕種農業（米麦その他の作物）、畜産及び農業サービス（獣医業、農業協同組合の営農指導等）の生産活動である。生産額には収穫物のほか、副産物、動植物の成長肥大及び農家の自家消費分が含まれる。

②下記資料をもとに主に数量×単価で求めた。

長崎県農林水産統計年報（数量）、生産農業所得統計（数量、単価）、全国表（単価）

農業サービス部門については全国CTに下記関連指標

による対全国比をかけた。

（資料）長崎県農林水産統計年報、生産農業所得統計、

長崎県農業協同組合要覧、担当課資料

#### （2）林業

①育林、素材、特用林産物（含む狩猟業）の生産活動である。造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産額に含める。

②育林については、全国CTに人工造林面積対全国比（林業統計要覧）をかけた。

素材については、生産林業所得統計報告書（林業粗生産額）、特用林産物は長崎県の林業統計（数量×単価）を利用した。

#### （3）水産業

①海面漁業、海面養殖業、内水面漁業・養殖業の生産活動である。生産額には養殖魚介類の成長肥大を含む。

②海面漁業・養殖業は長崎県農林水産統計年報による生産額、内水面漁業・養殖業は漁業養殖業生産統計年報の生産量に全国CT単価をかけた。

#### （4）鉱業

①鉄鉱石、非鉄金属鉱物、窯業原料鉱物、砂利・碎石、その他の非鉄金属鉱物、石炭、原油及び天然ガスの生産活動である。

②砂利・採石については県民経済計算産出額暦年値、その他については主に生産動態統計、碎石統計年報、本邦鉱業の趨勢、部門別品目別国内生産額表を利用し、生産量×単価で求めた。

#### （5）製造業

①この部門の範囲は、日本標準産業分類の大分類〔F 製造業〕とほぼ同じである。

②主に工業統計の産業連関表組替集計表（製品出荷額+製品在庫増減+半製品仕掛品在庫増減）を利用して、一部、生産動態統計、その他の資料を用いて推計した。

（ア）工業統計表を利用する場合は非製造業者からの委託生産額が把握できないため織物・衣服の一部について工業統計表の「加工賃収入-委託生産費」を同業者以外からの委託分として、別途推計し加算した。

（イ）製造小売については、製品を直接小売する事業所の生産物について、商業統計より製造小売の販売額を求める、商業動態統計、法人企業統計季報によって

暦年修正した。

対象部門 パン類、菓子類、その他の食料品、織物製衣服、木製家具・装備品、金属製家具・装備品、木製建具、畳・わら加工品

#### (6) 建設

①国、地方公共団体及び民間が県内で行った建築工事、建設補修、公共事業及びその他の土木建設の生産活動である。なお、これら建設工事のかかる用地費及び移転補償費は生産額に含めない。

②建築統計年報、建設総合統計年度報、道路統計年報、建設業務統計年報、全国表等を用いて推計した。

#### (7) 電力・ガス・水道

①電力、都市ガス、熱供給業、水道及び廃棄物処理の生産活動である。

電力は販売用の発電活動のみならず送配電部門の活動及び自家発電活動が含まれる。

都市ガス、熱供給業は販売用及び自家用、水道は上水道・簡易水道、工業用水、下水道の活動からなる。

廃棄物処理は公営（地方公共団体の清掃業の活動）と産業（民間事業所の活動）からなり、前者は経費総額、後者は収入総額をもって生産額とする。

②電力は電気事業便覧、長崎県統計年鑑、事業所照会資料等を利用し、県内発電分県内需要量、移入量、移出量をもとめた。県内発電分県内需要量には電灯・電力使用単価、移出量には単位当たり発電経費、移入量には単位当たり送配電経費及び利潤をかけた。県内需要分には消費税を加え合算した。

都市ガスはガス事業年報を利用し、販売用は売上高、加熱用・自家消費用は生産・消費量に単価をかけ推計した。

熱供給業は全国CTに従業者対全国比（事業所統計調査）をかけた。

上水道・簡易水道、工業用水の推計は「市町村財政の概要」（県地方課）による営業収益を暦年換算した。

下水道については、同じく営業費用（受託工事を除く）をもって生産額とし、暦年換算した。

廃棄物処理のうち公営については、地方財政状況調査により、消費的支出額をとり、暦年換算した。産業については、全国CTに従業者対全国比（事業所統計調査）をかけた。

#### (8) 商業

①卸売及び小売業の生産活動である。商品の流通に伴い付加された商業マージン（販売額一仕入額）を生産額とする。

②平成11年及び平成14年の商業統計から平成12年商品販売額を推計。

これから農協販売分、製造小売分、本支店間移動分を控除し、平成12年補正マージン率をかけた。

#### (9) 金融・保険

①金融及び保険業の生産活動である。

金融の生産額は、銀行など狭義の金融活動における帰属利子（受取利子－支払利子）と、手数料収入の合計であり、保険の生産額は、受取保険料－支払保険金で計る帰属保険サービスとしてとらえる。

②金融は全国CTに県民経済計算産出額対全国比をかけた。

生命保険は全国CTに保険契約高対全国比をかけ、損害保険は全国CTに新契約保険料－支払保険金の対全国比をかけた。

（資料）生命保険事業概況、郵政公社統計データ、

自動車損害賠償責任保険統計等

#### (10) 不動産

①不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料の生産活動である。

住宅賃貸料の生産額は賃貸収入と持家及び給与住宅の家賃を粗賃貸借料で評価した「帰属家賃」である。

②不動産仲介業、不動産賃貸業については全国CTにそれぞれの事業所数対全国比（事業所統計調査）をかけ、住宅賃貸料については全国CTに普通世帯数対全国比（社会生活統計指標）をかけた。

#### (11) 運輸

①鉄道輸送、道路輸送、水運、航空輸送、倉庫、運輸付帯サービスの生産活動である。なお、自家輸送を仮設部門として設定した。

②(ア)県民経済計算の産出額を暦年換算したもの

ハイヤー・タクシー、道路貨物輸送

(イ)九州運輸要覧による営業収入を暦年換算したもの

鉄道旅客輸送、バス

鉄道旅客輸送のうちJR分は九州の営業収入を旅客輸送量対九州比で按分した。

(ウ)上記以外は概ね全国CTに関係統計指標による対全国比をかけて推計した。

(資料)事業所・企業統計調査、陸運統計要覧、港湾統計、航空輸送統計年報等

#### (12) 通信・放送

①郵便事業、電気通信等の通信（官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信・電話等は本部門に含めない）、放送の生産活動である。

②民間放送は県民経済計算推計資料を曆年換算して推計した。

その他については、全国CTに関係統計指標による対全国比をかけて推計した。

(資料)郵政公社統計データ、事業所統計、放送受信契約統計要覧等

#### (13) 公務

①中央及び地方政府関係のうち、政府サービス生産者から教育、研究等「準公務」に格付けされる生産活動を除いた範囲である。

②中央政府は県民経済計算推計資料から産業連関表では公務に格付けされない機関分を控除した。

地方政府は全国CTに歳出決算額（議会費+総務費+警察費+消防費）の対全国比をかけた。

#### (14) サービス

①教育、研究、医療・保健・社会保障等の公共的サービス、広告・物品賃貸・機械修理等の対事業所サービス、娯楽サービス・旅館・飲食店等の対個人サービスの生産活動である。

②サービス業基本統計組替集計により推計可能な部門は、組替集計の事業収入を平成12年値に修正し推計した。

学校教育（国公立）は県民経済計算の産出額を曆年換算した。

保健衛生（国公立）県民経済計算推計資料により推計した。

社会教育（国公立）は「長崎県の教育統計」の社会教育費から推計し、曆年換算した。

上記以外は概ね全国CTに関係統計指標による対全国比をかけて推計した。

(資料)事業所・企業統計調査、学校基本調査、科学技術研究調査報告、医療機関メディアス、社

会福祉施設等調査報告、介護保険事業状況報告

#### (15) 事務用品・分類不明

①事務用品は各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するもの。

分類不明は他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動である。なお、他の列・行部門の推計上の誤差集積部門を兼ねる。

②各産業の投入額の合計とした。

#### 2. 最終需要部門

産業部門相互間（内生部門）で取引を繰り返しながら生産される財・サービスは、究極的には、消費、投資、輸移出等の最終需要部門に供給される。つまり、この最終需要部門は、生産部門からの財・サービスを最終的に需要する部門で、内生部門に対して外生部門と呼ばれる。

下記方法により推計を行い、さらに産出方向の調整作業により最終値とした。

##### (1) 家計外消費支出（列）

①家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で家計消費支出に類似する支出である。産業連関表では、最終需要部門（列）と粗付加価値部門（行）の両外生部門に計上されており、列部門の家計外消費支出合計と、行部門の「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生」の合計は一致する。すなわち、最終需要欄では、全企業の消費額が財別に計上されているのに対し、その支出額が産業別に計上される。

②粗付加価値部門での推計値を全国表の消費パターンで各部門に配分した。

##### (2) 民間消費支出

###### a 家計消費支出

①家計の財・サービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、県外から受け取った現物贈与の純額を加算し、さらに本県人の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物以外のものに対するすべての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

②全国表の家計消費支出額に県民経済計算の家計最終消費支出の対全国比をかけ本県分の支出額を求める。

家計調査年報と単身世帯収支調査年報で本県の家計消費パターンを推計し、この支出額を各部門に配分した。

b 対家計民間非営利団体消費支出

①対家計民間非営利サービス生産者の生産額（生産活動に要するコスト）から他の部門に対するサービスの販売額（私立学校の授業料等）を差し引いた自己消費額である。

②全国表の消費支出に対家計民間非営利サービス生産部門のCT対全国比をかけた。

(3) 一般政府消費支出

a 一般政府消費支出

①一般政府に分類される政府サービス生産者の生産額から他の部門に対するサービスの販売額を差し引いた自己消費額に家計への保険給付等を加えたもの。

②県民経済計算推計資料により自己消費額を出した。県民経済計算推計資料が利用できないものについては、全国値に従業者数対全国比（事業所統計調査、学校基本調査、国家公務員給与等実態調査等）をかけるなどにより推計した。

b 一般政府消費支出（社会资本等減耗分）

①中央政府及び地方政府が提供するサービス（上記aの範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

②粗付加価値部門での資本減耗引当（社会资本等減耗分）として推計した。

(4) 県内総固定資本形成

①政府サービス生産者、公的企業、対家計民間非営利サービス生産者、産業、家計による土地、建設物、機械、装置など有形固定資産の県内における購入及び固定資産の振替からなり（家計は建物、構築物及び土地のみ）、この資産の取得に要した本体費用、据付工事、中古資産の取引マージン等直接費用を含める。特許権、のれん代などの無形固定資産を含まない。土地は購入費全額ではなく、土地の仲介手数料、土地の造成、改良費のみを計上する。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とする。これらについて、具体的

にどの場合を資本形成として取り扱うかは、個々に決定する。

②建設部門、植物成長等生産額推計段階で固定資本形成となる部門についてはその額を、それ以外は主に全国表固定資本マトリックスを用い全国値を分割した。

(5) 在庫純増

①産業の所有する製品在庫、半製品・仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫の物量的増減（年末在庫高から年初在庫高を差し引いた増減額）を各品目の年間平均価格で評価したものである。

②生産者製品在庫純増及び半製品・仕掛品在庫純増の製造業部門については工業統計組合集計結果を、その他の部門については生産動態統計等を利用して推計した。

流通在庫純増及び原材料在庫純増について、前者は在庫純増を除く国（県）内需要の対全国比を、後者は中間需要の対全国比を全国値にかけた。

(6) 輸出・輸入

①「本県居住者と日本国非居住者における財及び非要素サービスの取引」を「普通貿易」（財の取引）、「特殊貿易」（非要素サービスの取引及び普通貿易に計上されない財の取引）とする。「本県居住者家計による海外市場及び日本国非居住者家計による県内市場における財及び非要素サービスの直接取引」（外交官団員等の個人消費、観光・訪問等旅行者消費及び外国駐留軍の隊員個人消費等）は「直接購入」の輸出入として取り扱う。

普通貿易の輸入品に係わる関税及び輸入品に係わる内国消費税としての消費税、酒税、たばこ税等については、前者を「関税」、後者を「輸入品商品税」として扱う。輸出品に係る消費税は免税であるため、輸出業者が受けた国内の取引過程で課された消費税の還付分を「調整項」として計上する。

なお、財の単なる通過は輸出入に含めない。

②普通貿易については貿易統計組合集計のうち県内開港分をベースにした。輸出額についてはFOB価格で評価されているので、県内の流通マージンを控除し、生産者価格ベースの輸出額とした。

この輸出入額には本県を通過した他地域の輸出品が含まれ、逆の場合の輸入品が含まれていないため、商

品流通調査結果表、全国表の輸入品消費率（輸入額／国内需要額）、平成7年表等により修正した。

特殊貿易及び直接購入については、全国値に関係統計指標による対全国比をかけた。また調整項、関税及び輸入品商品税は普通貿易の対全国比で品目別に全国値を接分した。

（資料）貿易統計、港湾統計、出入国管理統計等

#### （7）移出・移入

①「移出」は本県で生産された財・サービスが日本国内の本県以外の地域で消費された額であり、「移入」は逆に日本国内の本県地域で生産された財・サービスが本県内へ投入された額である。ただし、流通過程での単なる県際間の通過は移出入とならない。

②下記資料により推計した。なお資料等がないものについては純移出入（産出誤差を移出入とする）とした。

（資料）長崎県農林水産統計年報、青果物市場統計、木材需給報告書、牛乳・乳製品統計、長崎県沿岸産地における水産物流通の実態、港湾統計、商品流通調査結果表、本社等の活動実態調査、長崎県観光統計、国民の観光に関する動向調査、全国表、長崎県前回表等

### 3. 粗付加価値部門

最終需要と同じく外生部門である粗付加価値部門は、県内生産額部門の生産額（生産者市場価格）から、生産のために投入した中間生産物（サービスを含み、購入にあたっての流通マージンを含む市場価格）の消費額を控除したものに等しい。

粗付加価値部門の推計は、下記によるもの以外、基本的に全国表投入構造（県内生産額×全国表投入係数）による投入額とし、さらに投入方向の調整作業により最終値とした。

#### （1）家計外消費支出（行）

①最終需要部門の家計外消費支出（列）と同じ概念である。

#### （2）雇用者所得

①県内の民間及び政府等において雇用されている者に対する労働の対価として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得は雇主の支払いベースである。雇用者所得には賃金・俸給（所得税、社会保険料雇用者負担分等控除前）、役員俸給、議員歳費、

社会保険料（雇用主負担）、退職年金及び退職一時金、給与住宅差額家賃、現物給与等を範囲とする。

また、雇用者所得は従業者のうち有給役員、常用雇用者、臨時・日雇労働者に対応する所得を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含まれる。

②104部門での常用雇用者1人当たり賃金の対全国比を全国表の1人当たり常用雇用者賃金にかけ、本県の1人当たり常用雇用者賃金を推計する。

有給役員俸給は法人企業統計年報、臨時・日雇賃金は臨時・日雇労働費用等調査集計報告により対常用労働者賃金比を求め、1人当たり賃金・俸給を推計する。

これに別途推計した有給役員・雇用者数をかけ104部門での賃金・俸給とする。

これを全国表投入構造による基本分類賃金・俸給額の割合で基本分類に振り分けた。

さらに全国表投入構造による社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当の対賃金・俸給割合を振り分けた賃金・俸給にかけ、社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当を推計した。

なお、農林水産業等上記の方法によれない部門は全国表投入構造による推計とした。

（資料）工業統計組替集計、毎月勤労統計調査、サービス業基本統計組替集計、総合農協統計表、地方公務員給与の実態

#### （3）営業余剰

①粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものである。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等から成る。

#### （4）資本減耗引当

①固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の消耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本償却損から成る。前者は固定資本の通常の摩耗と損傷に対するもので、後者は火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

②県民経済計算推計資料により推計した。

#### （5）資本減耗引当（社会資本減耗）

①一般政府が保有する道路・ダム及び防波堤のような

建物・構築物等の資産（社会資本）について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用である。

②「日本の社会資本」による社会資本ストック額対全国比を全国値にかけた。

#### （6）間接税

①財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」、「輸入品商品税」は間接税には含めず、最終需要欄の控除項目として計上する。

国税では、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では各種手数料等が間接税に相当する。

また、消費税について、平成2年表では本部門に含まれるのは政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の列部門であり、産業分の納税額については営業余剰に含まれていたが平成7年表から間接税に計上することとなった。

②県民経済計算推計資料により推計した。

#### （7）補助金

①産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常交付金であり、控除項目としてマイナスで計上する。

なお、法令上または予算上常に補助金と呼ばれるとは限らず、補助金、負担金、交付金、給付金等の名称のものもある。

また、公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入も経常補助金に含まれる。

②県民経済計算推計資料により推計した。

### 4. 投入及び产出調整

（1）県の生産額を全国表の投入構造で配分し、県で推計した粗付加価値部門及び最終需要部門を登録し試算表とした。

（2）この段階では、投入額計及び产出額計はほとんどの部門でCTとは一致していない。これを一致させるためバランス調整を行う。本県は基本分類ベースでこの調整を行った。

最初に投入方向の調整を行い、得られた計数をもとに横の产出方向を調整した。

（3）バランス調整を繰り返した後の最終的な誤差は产出方向では「移出入」部門で調整、投入方向では営業余剰で調整し、バランスをとった。

### III 雇用表

#### 1. 雇用表の概念

雇用表は平成12年の1年間において産業連関表の各部門に投入された労働量を従業者数として従業上の地位別に表示したものである。

この表から本県の就業構造が直接把握できるとともに、産業連関表の投入係数、生産誘発係数等に対応する労働力投入係数、労働誘発係数等が計算される。これらの係数を用いて、最終需要の変化がもたらす雇用需要への影響に関する分析等が可能となる。

#### 2. 雇用表の作成概要

##### （1）雇用表の内容

表側の部門は産業連関表の列部門と対応している。

104部門で推計作業を行い、これを統合して34部門表と14部門表を作成した。

表頭は従業上の地位別内訳であり、範囲は次のとおりである。

##### ・個人業主

個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営しているもの。

##### ・家族従業者

個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者（賃金や給料を受けている者は雇用者に分類される）

##### ・有給役員

常勤及び非常勤の法人団体の役員であって有給の者役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般の職員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は、雇用者に分類される。

##### ・常用雇用者

1ヵ月以上の期間を定めて雇用されている者及び調

査日の前2ヵ月において各月それぞれ18日以上雇用されている者。この条件を満たす限り、見習い、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類される。休職者も含まれる。

・臨時・日雇

1ヵ月未満の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられている者。

(2) 利用上の注意

- ・雇用表の表側の部門は、事業所を単位とする分類ではなく、産業連関表の概念・定義に基づくいわゆるアクティビティベースの分類に対応し（ただし、厳密に従業者を区分することが困難な部門もあり、注意が必要）、複数の部門に従事している者についてはそれぞれの部門で1人として計上されているため、国勢調査等他の報告書と比較する場合は注意を要する。
- ・帰属計算を行う077住宅賃貸料（帰属家賃）、仮設部門である080自家輸送と103事務用品は従業者を計上しない。
- ・労働誘発係数により算定される就業（雇用）者誘発数については、最終需要の増加による直接間接に必要となる労働需要の大きさを人数で表したものであり、現実経済の下では需要を時間外勤務等で賄う場合が考えられるため分析結果には注意を要する。

(3) 推計方法

①農林水産業・建設

個人業主・家族従業者は国勢調査を基に推計

雇用者は事業所・企業統計調査を基に推計

これに農林業センサス、就業構造基本調査により推計した副業者を加えた。

②鉱業

個人業主・家族従業者は国勢調査を基に推計

雇用者は事業所・企業統計調査を基に推計

③製造業

個人業主、家族従業者、有給役員、常用雇用者は工業統計組替集計を基に推計

臨時・日雇は事業所・企業統計調査を基に推計

④公務（地方）

常用雇用者は地方公務員給与の実態を基に推計

臨時・日雇は事業所・企業統計調査を基に推計

⑤その他の部門

事業所・企業統計調査を基に推計

※国勢調査、事業所・企業統計調査を利用した推計で農林水産業等従業者の季節変動が大きいと考えられる部門については、労働力調査による年平均換算を行った。

（その他の推計資料）農業経営動向統計、長崎県の林業統計、漁業動態統計年報、長崎県統計年鑑、長崎県農業協同組合要覧、長崎県水産業協同組合要覧、県民経済計算推計資料ほか

⑥企業内研究開発

上記推計値には企業内研究開発かかる雇用者が含まれるため、各部門に占める企業内研究開発の投入額に企業内研究開発の雇用者所得率をかけ、その部門の企業内研究開発にかかる雇用者所得を出した。この所得額を全国表の1人当たり雇用者所得で割ることにより、企業内研究開発にかかる雇用者数を出し、各部門からはぎ取った。